

岐阜県小児救急医療拠点病院運営費補助金交付要綱

(総則)

第1条 県は、休日及び夜間の入院治療を必要とする小児の重症患者の医療を確保するため、小児救急医療拠点病院が当該医療の確保を目的として行う事業（「救急医療対策の整備事業について」（昭和52年7月6日付け医発第692号厚生省医務局長通知。以下「救急医療対策事業実施要綱」という。）に規定する小児救急医療拠点病院の運営事業。以下「補助事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で、岐阜県小児救急医療拠点病院運営費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日付け医政発第5号）及び岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 この補助金の交付の対象となる事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 地方独立行政法人岐阜県総合医療センター
- (2) 大垣市長（大垣市民病院において行う事業に限る。）
- (3) 地方独立行政法人岐阜県立多治見病院
- (4) 日本赤十字社岐阜県支部（高山赤十字病院において行う事業に限る。）

(欠格事由)

第3条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金の交付を受けることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人等
- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
- (5) 役員等が、その属する法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又はその属する法人若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用して個人又は法人等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用して個人又は法人等

(補助対象経費)

第4条 この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第2欄に定める経費とする。

2 補助対象経費は、毎年4月1日から翌年3月31日までに発生したものとする。

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、別表第1欄に定める基準額、同表の第2欄に掲げる補助対象経費の実支出額及び総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、最も小さい額の範囲内とする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

- 2 補助金交付申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 補助金交付申請書の提出時期は、知事が別に定める。

(変更申請手続)

第7条 補助事業者は、補助金の交付決定後における事情の変更により、補助金の交付額を変更する場合は、変更交付申請書(別記第2号様式)により変更交付申請を行うものとし、当該申請書には、同様式において定める書類を添付しなければならない。

- 2 変更交付申請書の提出期限は、毎年1月15日とする。

(補助金の交付の条件)

第8条 補助金の交付決定には、次に掲げる条件が付されているものとする。

- (1) 補助事業者は、補助事業の内容の変更を変更する場合(次に掲げる場合を除く。)は、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - ア 補助事業に要する経費に係る変更で、20%未満の減額の変更をする場合
 - イ 補助目的を損なわない事業計画の細部の変更で、交付決定を受けた補助金の額に変更をきたさない場合
 - (2) 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - (3) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、その旨を速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
 - (4) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の申告により、補助金に係る消費税等の仕入控除税額が確定した場合は、その確定額を速やかに知事に報告すること。この場合において、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部、一支社、一支所等であって自ら消費税等の申告を行わず、本部、本社、本所等で消費税等の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告すること。
 - (5) 知事は前号の規定による報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができること。
- 2 補助事業者が、前項1号及び第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合の申請書の様式並びに同項第4号の規定により知事に報告する場合の様式は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 補助事業経費の配分変更(内容変更)承認申請書(別記第3号様式)
 - (2) 補助事業の中止(廃止)承認申請書(別記第4号様式)
 - (3) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(別記第5号様式)

(申請の取下げ)

第9条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができるのは、交付決定を受けた日から10日以内とする。

(実績報告)

第10条 実績報告書の様式は、別記第6号様式のとおりとする。

- 2 実績報告書には、別記第6号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日（中止又は廃止の承認を受けた場合は当該承認を受けた日。以下同じ。）から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了の日が属する年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付時期等)

第11条 補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。ただし、知事が事業の遂行上必要と認めるときは、概算払により交付することができる。

- 2 補助事業者は、別に知事が指定するところにより、別記第7号様式による補助金交付請求書を提出しなければならない。

(暴力団の排除)

第12条 規則第4条の規定による申請があった場合において、申請者が第3条の規定に該当するときは、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

- 2 知事が規則第5条の規定による交付決定をした後において、交付決定を受けた者が第3条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。
- 3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(書類、帳簿等の整備及び保存)

第13条 規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助事業が完了した年度（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた年度）の翌年度以後5年間とする。

(書類の提出部数及び経由)

第14条 この要綱の規定により提出する申請書等の提出部数は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める部数とする。

- 一 書面により提出する場合 3部（補助事業者の所在地が岐阜市である場合は、2部）
 - 二 電子ファイルにより提出する場合 1部
- 2 補助事業者（所在地が岐阜市であるものを除く。）は、この要綱の規定により書面又は電子ファイルを提出するときは、所管保健所長を経由するものとする。

(その他)

第15条 特別の事情により、第5条の規定による補助金の額の算定方法並びに第6条、第7条

及び第10条に定めるところによることができない場合は、あらかじめ知事の承認を受けて、その定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年1月15日から施行し、平成26年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年7月27日から施行し、平成28年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年8月12日から施行し、令和4年度の予算に係る補助金から適用する。

別 表

1 基準額	2 補助対象経費
<p>1 か所当たり次の(1)から(4)により算出された額の合計額とする。</p> <p>(常勤の体制)</p> <p>(1) 35,926 千円×運営月数／12</p> <p>(2) 夜間加算(労働基準法第 37 条第 1 項及び第 3 項に定める割増賃金(時間外割増賃金(125/100 以上)及び深夜割増賃金(150/100, 160/100 又は 125/100 以上))を手当てしている場合に限る。)</p> <p>3,520 千円×運営月数／12</p> <p>(3) 小児救急電話相談実施加算(都道府県が委託等により小児救急電話相談(#8000)を実施している場合に限る。)</p> <p>6,781 千円×運営月数／12</p> <p>(オンコール体制)</p> <p>(4) 医師が病院に待機する体制ではなく、専門的な処置が必要な場合に小児科医師が速やかに駆けつけ対応する体制(オンコール体制)を執っている場合</p> <p>12,403 千円×運営月数／12</p>	<p>小児救急医療拠点病院運営事業に必要な給与費(常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等)及び報償費(医師雇上謝金)</p>

別記

第1号様式（第6条関係）

番 号
年 月 日

岐阜県知事 様

所 在 地
補助事業者名
代表者職氏名

年度 岐阜県小児救急医療拠点病院運営費補助金交付申請書

このことについて、下記により補助金を交付されるよう、関係書類を添えて申請します。

記

1 申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 所要額調書（別紙1-1）
- (2) 事業計画書（別紙1-2）
- (3) 所要額明細書（別紙1-3）
- (4) その他参考資料

別記

第2号様式（第7条関係）

番 号
年 月 日

岐阜県知事 様

所 在 地
補助事業者名
代表者職氏名

年度 岐阜県小児救急医療拠点病院運営費補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金について、下記のとおり補助金額を変更されるよう、関係書類を添えて申請します。

記

- | | | | |
|---|--------------------|---|---|
| 1 | 変更交付申請額 | 金 | 円 |
| 2 | 既交付決定額 | 金 | 円 |
| 3 | 差 額 | 金 | 円 |
| 4 | 添 付 書 類 | | |
| | (1) 所要額調書 (別紙1-1) | | |
| | (2) 事業計画書 (別紙1-2) | | |
| | (3) 所要額明細書 (別紙1-3) | | |
| | (4) その他参考資料 | | |

第3号様式（第8条関係）

番 号
年 月 日

岐阜県知事 様

所 在 地
補助事業者名
代表者職氏名

年度 岐阜県小児救急医療拠点病院運営費補助金に係る補助事業の
経費配分変更（内容変更）承認申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた標記補助事業について
下記のとおり経費配分変更（内容変更）したいので、承認されるよう申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

3 添付書類

- (1) 所要額調書（別紙1-1）
- (2) 事業計画書（別紙1-2）
- (3) 所要額明細書（別紙1-3）

（注）変更前と変更後の内容が対比できるように作成すること。

第4号様式（第8条関係）

番 号
年 月 日

岐阜県知事 様

所 在 地
補助事業者名
代表者職氏名

年度 岐阜県小児救急医療拠点病院運営費補助金に係る補助事業の
中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた標記補助事業について、
下記のとおり中止（廃止）したいので、承認されるよう申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

番 号
年 月 日

岐阜県知事 様

所 在 地
補助事業者名
代表者職氏名

年度 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた岐阜県小児救急医療拠点
病院運営費補助金について、岐阜県小児救急医療拠点病院運営費補助金交付要綱第8条第1項第
5号の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 岐阜県補助金等交付規則第14条に基づく額の確定額
金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
(県補助金返還相当額)
金 円
- 3 添付書類
 - (1) 2の金額の積算内訳
 - (2) その他参考資料

第6号様式（第10条関係）

番 号
年 月 日

岐阜県知事 様

所 在 地
補助事業者名
代表者職氏名

年度 岐阜県小児救急医療拠点病院運営費補助金事業実績報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた 年度 岐阜県小児救急医療拠点病院運営費補助金に係る事業実績について、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 所要額精算書（別紙2-1）
- 2 実績報告書（別紙2-2）
- 3 実績額明細書（別紙2-3）
- 4 その他参考となる資料

第7号様式（第11条関係）

番 号
年 月 日

岐阜県知事 様

所 在 地
補助事業者名
代表者職氏名

発行責任者氏名：
担 当 者 名：
連絡先（電話番号）：

年度 岐阜県小児救急医療拠点病院運営費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で補助金の額の確定のあった 年度
岐阜県小児救急医療拠点病院運営費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり請求しま
す。

記

補助金請求額 円

振り込みは下記へお願いします。

- ・金融機関本（支）店名
- ・口 座 名 義 人
- ・普通、当座預金の別
- ・口 座 番 号